

# 下関市週休2日工事の施行について（お知らせ）

令和5年3月  
下 関 市

下関市では、建設業における将来の担い手確保に寄与するため、休暇を拡大することで、技術者の処遇が改善される労働環境の整備への取り組みとして、令和3年度より週休2日工事の試行を実施していますが、令和5年4月1日より、週休2日工事を以下のとおり変更しますので、お知らせします。

## 1 適用基準

変更前		変更後	
土木工事	営繕工事	土木工事	営繕工事
下関市週休2日工事の試行要領（土木工事）	下関市週休2日工事の試行要領（営繕工事）	下関市週休2日工事の実施要領（土木工事）	下関市週休2日工事の実施要領（営繕工事）

※週休2日工事の実施要領は市のホームページに掲載予定

## 2 概要

	変更前		変更後	
	土木工事	営繕工事	土木工事	営繕工事
対 象 工 事	発注者指定		原則、全ての工事 （ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約のある工事、小型工事は対象外）	
発 注 方 式	受注者希望型		・設計金額5,000万円以上の工事 ⇒週休2日の経費を上乗せして発注を行う（発注者指定型） ・設計金額130万円以上5,000万円未満の工事 ⇒ 契約後、週休2日実施の有無を選択する（受注者希望型）	

- ・週休2日（4週6休以上）の達成状況に応じて、経費の補正を行う。
- ・4週8休以上の週休2日を達成した場合は、工事成績評定で評価・加点を行う。

## 3 適用日

令和5年4月1日以降に入札公告するものから適用。